様式第１号（第７条関係）

年　　月　　日

　　（宛先）高松市長

　　　　　　申請者　所在地

名　称

代表者

（個人にあっては、住所及び氏名）

高松市特産品・伝統的ものづくり展示会等出展事業補助金交付申請書

次のとおり補助金の交付を受けたいので、高松市特産品・伝統的ものづくり展示会等出展事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第７条の規定により、誓約事項について誓約の上、関係書類を添えて、申請します。

|  |  |
| --- | --- |
| 補助申請額 | 円 |
| 申請担当 | 氏名 |  | 電話番号 |  |
| 役職 |  | E-mail |  |
| 日本産業分類（中分類） |  |  |  | 設立年月日 | 年　月　日 |
| 主要生産品目（営業品目） |  |
| 添付書類 | (１)　事業実施計画書（様式第２号）(２)　支出予算書（様式第３号）(３)　本市の市税に係る滞納無証明書(４)　履歴事項全部証明書（申請者が個人の場合にあっては住民票の写し）（発行後３月以内のものに限る。）(５)　申請者の事業実績を示す書類 (６)　製品カタログ等の展示会等へ出展する製品の概要が分かる書類(７)　出展する展示会等の開催概要や出展料金等が記載された資料(８)　出展申込書の写し及び出展に係る経費を支払ったことを確認することのできる書類（要綱第４条第２項の規定に該当するものとして、これを補助対象事業として申請する場合に限る。）(９)　その他市長が必要と認める書類 |

誓約事項（確認の上、誓約する事項にチェックをしてください。）

|  |
| --- |
| □　申請者は、伝統的ものづくりに関する事業又は特産品に関する事業を行う、市内に主たる事業所（個人の場合にあっては、住所）を有する会社又は市内に主たる事務所を有する商工団体であって、今後も伝統的ものづくりに関する事業又は特産品に関する事業を継続する意思を有する者であることに相違ありません。□　申請者が補助事業に出展する製品は、本市の特産品、伝統的ものづくりの技術によって製造された製品及びこれらを直接活用した製品であって、香川県内で製造又は加工の最終段階が行われたものに相違ありません。□　事業収入を得ている者であることに相違ありません。□　申請者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団、同条第６号に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者でありません。□　申請者は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和　２３年法律第１２２号）第２条に規定する「性風俗関連特殊営業」又は当該営業（店舗型性風俗特殊営業に限る。）に係る同条第１３項に規定する「接客業務受託営業」を行う事業者ではありません。□　申請者は、政党その他の政治団体ではありません。□　申請者は、宗教上の組織又は団体ではありません。□　申請者は、法人格のない任意団体ではありません。□　申請書は、交付申請日において高松市指名停止等措置要綱（平成２４年高松市告示第４０３号）に基づく指名停止措置が講じられている者ではありません。□　申請者は、補助金の交付の申請をする事業について、本市、国、県その他各種団体等から別の補助金を受けた、又は受ける者ではありません。□　申請者は、市長が、必要があると認め、当該職員に書類等の検査をさせ、又は補助事業等の執行状況について実地検査をさせるときは、これを受けます。また、市監査委員から要求があるときはいつでも監査を受けます。□　申請書類に記載された情報は、必要に応じて関係行政機関に提供されることに同意します。□　申請書及び添付書類の内容に偽りはありません。虚偽の記載や不正があった場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消され、その取消しに係る部分に関し、既に補助金の交付を受けているときは、その全部又は一部を市の定めた期限までに返還します。□　交付決定を受けるまでの間に発生した災害等により生じた損失は申請者の負担に帰するものであることに同意します。□　交付決定を受けない場合又は既に受けた交付決定が取り消された場合における、既に要した事業費は申請者の負担に帰するものであることに同意します。□　交付決定を受けた金額が交付申請をした額に達しない場合において、その異議は申し立てないことに同意します。□　既に着手した事業については、交付決定を受けるまでの間は、内容の変更を行わないことに同意します。 |